

給付金

臨時福祉給付金

4月から消費税が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方への負担の影響を緩和するため、臨時的な給付措置として臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者 次の全ての要件を満たす方

○平成26年1月1日において市の住民基本台帳に記録されている方
○平成26年度の市民税（均等割）が課税されていない方

※ただし、市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族や、生活保護を受けている方は対象外となります。

支給額 対象者1人につき1万円
※ただし、対象者が次のいずれかの年金や手当などを受給している場合、1人につき5千円加算します。
①老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金など

- ②児童扶養手当
- ③特別児童扶養手当
- ④障がい児福祉手当
- ⑤特別障がい者手当
- ⑥経過的福祉手当
- ⑦原爆被爆者諸手当など

申請先 平成26年1月1日現在の住所地（住民登録地）の市区町村
申請方法 支給対象と思われる方には、7月中旬に申請書を送付します

ので、該当される方は申請書に記入、押印の上、必要な添付書類を同封し、申請書と一緒に送りした返信用封筒で郵送するか、受付場所にご持参ください。

受付期間 7月15日(火)～12月26日(金)
（各市町村で受付期間は異なります）
受付場所 左図のとおり

場所	期間	時間
市民会館 45号会議室	7月15日(火)	午前9時 ～ 午後5時
	8月15日(金)	
豊田支所 地域振興課	7月15日(火)	午前8時30分 ～ 午後5時15分
	12月26日(金)	
福祉課	8月18日(月)	
	12月26日(金)	

※いずれの会場も、土・日・祝日の受け付けは行っていません。

支給（不支給）決定 申請を受けた後、平成25年中の所得等受給資格などについて審査の上、支給（不支給）決定します。支給決定した場合は、後日指定口座に振り込みします。

問い合わせ先
福祉課厚生保護係
☎21111（内線255・276）

給付金

子育て世帯臨時特例給付金

4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の支えをを図る観点から、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

支給対象者 次の全ての要件を満たす方

○平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者の方
○平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童

※ただし、臨時福祉給付金の対象者および生活保護を受けている方などは対象外です。
支給額 対象児童1人につき1万円
申請先 平成26年1月1日現在の住所地（住民登録地）の市区町村
申請方法 該当すると思われる方には、7月下旬に申請書を送りしませ

るので、郵送または受付場所にご持参ください。
※公務員の方は申請書、職場より発行された児童手当受給証明書、振込先の通帳（キャッシュカード）の写しなどを受付期間内にご提出ください。（郵送可）

受付期間 7月28日(月)～平成27年1月28日(水)

受付場所 左図のとおり
※いずれの会場も、土・日・祝日および年末年始（12月27日(土)～平成27年1月4日(日)の間）の受け付けは行っておりません。

支給対象者 次の全ての要件を満たす方

場所	期間	時間
市民会館 45号会議室	7月28日(月)	午前9時 ～ 午後5時
	8月15日(金)	
市民会館 43号会議室	8月18日(月)	
	8月22日(金)	
子育て課	8月25日(月)	午前8時30分 ～ 午後5時15分
	平成27年1月28日(水)	
豊田支所 地域振興課	7月28日(月)	
	平成27年1月28日(水)	

支給（不支給）決定 申請を受けた後、児童手当の受給状況、所得、臨時福祉給付金の受給資格など審査の上、支給（不支給）決定します。

問い合わせ先
子育て課子ども支援係
☎21111（内線356・361）

健康

胸部らせんCT検査



本市は、がんによる死亡者数が多く、その中でも肺がんは男性のがんによる死亡原因の第1位です。

肺がんを早期に発見するために検査は重要です。胸部らせんCT検査は、まだ申し込みが可能ですので、対象となる方は、この機会に積極的に受診しましょう。

対象者 次の全ての要件を満たす方

○平成27年3月31日時点での年齢が40歳、43歳、46歳、49歳、52歳、

55歳、58歳、61歳、64歳の方
○今年度、市の結核・肺がん検診（胸部レントゲン）を受診していない方

受診料 3000円

実施日 10月20日(月)、24日(金)

問い合わせ・申し込み先
健康づくり課健康管理係（中野保健センター内）

☎21111（内線242）

開催

夏の風物詩 中野祇園祭



戦国時代から続く伝統の「中野祇園祭」が7月19日(土)、20日(日)に市街地で開催されます。みこしや大獅子、祇園屋台が街を練り歩きます。ぜひお出掛けください。

○みこしなどの市街地行進

期日 7月19日(土)

時間 午後4時30分～7時30分

出発場所 中野陣屋前広場公園

○馬乗り行事

期日 7月20日(日)

○子供みこしの行進
期日 7月19日(土)、20日(日)
場所 市街地

時間 午後2時
出発場所 中野陣屋・県庁記念館前

問い合わせ先
商工観光課商工係

☎21111（内線272）

中野市祭り対策推進連絡協議会事務局
（信州中野商工会議所）

☎21191

保育料

7月からの 保育料を据え置きます

市では、保育所運営審議会の答申を受けて、7月からの保育料月額などを据え置くことにしました。

これは、国の考え方を基本に、市の財政状況や保護者負担の現状などを考慮して決定しました。

※7月からの保育料および長時間保育料を算定するため、「所得税額と市民税額の年度切替」を行い、保育料を決定します。



新たな保育料月額、保護者の皆さんへ別途お知らせします。なお、長時間保育利用料についても、変更となる場合は別途お知らせします。

問い合わせ先
保育課保育係
☎21111（内線293）

募集

信州中野まごころのカード 掲載商品を募集します



市内産農産物や特産品などを、より多くの皆さんにご利用いただくために、期間限定で商品と引き換えることができる定額のギフトカード「信州中野まごころのカード」を発行します。

現在、このカードに掲載する商品を募集していますので、希望される方はお申し込みください。

取扱商品 市内で生産・製造された農産物や食品、農業体験などのチケットを、カード有効期間内に一般財団法人中野市産業公社へ納品することができ、贈答品として宅配可能

なもの。
カード有効期間 購入日から半年間
掲載料 無料
手数料 商品1個当たり170円
申込方法 一般財団法人中野市産業公社へお問い合わせください。
応募期限 7月18日(金)
販売取扱者 一般財団法人中野市産業公社

問い合わせ・申し込み先
売れる農業推進室推進係

☎21111（内線406）

一般財団法人中野市産業公社
☎21111（内線299）